

防 火 対 象 物 の 状 況

(令和5年3月31日現在)

		区 分	小 計	第1種対象物	第2種対象物	第3種対象物
1	イ	劇場、映画館等	-	-	-	-
	ロ	公会堂、集会場	-	-	-	-
2	イ	キャバレー、ナイトクラブ等	-	-	-	-
	ロ	遊技場、ダンスホール	2	2	-	-
	ハ	性風俗営業店舗等	-	-	-	-
	ニ	カラオケボックス等	1	1	-	-
3	イ	待合料理店等	-	-	-	-
	ロ	飲食店	60	51	-	9
4		百貨店、マーケット等	102	73	-	29
5	イ	旅館、ホテル等	7	6	-	1
	ロ	寄宿舎、共同住宅等	3,157	-	759	2,398
6	イ	病院、診療所等	34	9	-	25
	ロ	福祉施設(入所)等	62	53	-	9
	ハ	福祉施設(通所)等	114	82	-	32
	ニ	幼稚園、特別支援学校	14	14	-	-
7		小、中、高等学校、大学等	27	-	27	-
8		図書館、博物館	1	-	1	-
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	-	-	-	-
	ロ	上記以外の公衆浴場	1	-	1	-
10		車両の停車場等	2	-	-	2
11		神社、寺院等	20	-	9	11
12	イ	工場、作業場	100	-	2	98
	ロ	映画スタジオ等	2	-	-	2
13	イ	自動車車庫等	11	-	-	11
	ロ	飛行機格納庫等	-	-	-	-
14		倉庫	89	-	5	84
15		前各号に該当しない事業場	198	-	79	119
16	イ	特定防火対象物の存する複合用途	470	286	-	184
	ロ	上記以外の複合用途	439	-	89	350
16の2		地下街	-	-	-	-
16の3		準地下街	-	-	-	-
17		重要文化財	-	-	-	-
18		50m以上のアーケード	-	-	-	-
19		山林	-	-	-	-
20		舟車	-	-	-	-
合 計			4,913	577	972	3,364

※「第1種」とは、特定防火対象物で収容人員30人(福祉施設入所10人)以上のもの

※「第2種」とは、非特定防火対象物で収容人員50人以上のもの

※「第3種」とは、自動火災報知設備または消火器を設置しなければならないもの
(第1種、第2種を除く)